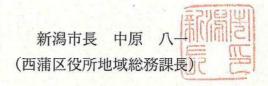
資料3

新蒲地総第117号令和2年4月30日

西蒲区自治協議会 会長 長井 正雄 様



潟東ゆう学館の管理運営方法等の変更について (意見聴取)

新潟市自治協議会条例(平成18年条例第74号)第7条第3項第2項の規定により、下記事項について貴自治協議会に意見を求めます。

記

潟東ゆう学館の管理運営方法等の変更について (詳細別紙)

以上

<別紙>

潟東ゆう学館の管理運営方法等の変更について

1. 変更内容

- (1)指定管理者制度の導入下記業務を指定管理者に委任する。
 - ・施設の管理
 - · 福祉棟(浴室等)の運営
 - 受付業務
- (2) 学び棟の貸付方法の変更 潟東地域コミュニティセンターの開館に伴い、公民館としての貸付のみに 変更する。
- 2. 適用開始日 令和3年4月1日
- 3. 条例改正 「新潟市潟東ゆう学館条例」、「新潟市公民館条例」
- 4. その他 公民館、図書館の運営は、引き続き新潟市教育委員会が行う。